八‖　削除

［九・十　略］

3　［略］

（届出事項等）

第二百十一条の五十五　法第二百七十二条の二十一第一項第六号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

［一～十一　略］

十二‖　削除

［十三～十五　略］

［2～5　略］

（届出事項）

第二百十一条の八十六　［略］

2　法第二百七十二条の四十二第二項第八号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

［一～七　略］

［号を削る。］

3　［略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（信託業法施行規則の一部改正）

第六条　信託業法施行規則（平成十六年内閣府令第百七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した号を削る。

改正後	改正前
（届出事項） **第四十八条**　法第四十一条第一項第三号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 ［一～十二　略］ ［号を削る。］ ［2・3　略］ （登録申請書のその他の記載事項） **第七十条**　法第六十八条第一項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一　［略］	（届出事項） **第四十八条**　［同上］ ［一～十二　同上］ 十三‖　法第三十四条第一項の規定により作成した書類（同条第二項の規定により作成された電磁的記録を含む。）について縦覧を開始した場合 ［2・3　同上］ （登録申請書のその他の記載事項） **第七十条**　［同上］ 一　［同上］

八‖　保険持株会社が法第二百七十一条の二十五第一項の規定により作成した書類について、当該保険持株会社の子会社である保険会社において縦覧を開始した場合

［九・十　同上］

3　［同上］

（届出事項等）

第二百十一条の五十五　［同上］

［一～十一　同上］

十二‖　少額短期保険業者が法第二百七十二条の十七において準用する法第百十一条第一項又は第二項の規定により作成した書類について縦覧を開始した場合

［十三～十五　同上］

［2～5　同上］

（届出事項）

第二百十一条の八十六　［同上］

2　［同上］

［一～七　同上］

八‖　少額短期保険持株会社が法第二百七十二条の四十第一項の規定により作成した書類について、当該少額短期保険持株会社の子会社である少額短期保険業者において縦覧を開始した場合

3　［同上］